

岩手県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等の所在地について、次のとおり変更があった。

平成30年10月9日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
病院	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町三丁目1番地	奥州市水沢区大手町三丁目1番地	平成30年4月1日
	奥州市国民健康保険まごころ病院	奥州市胆沢区南都田字大持40番地	奥州市胆沢区南都田字大持40番地	〃
	介護老人保健施設博愛荘	紫波郡矢巾町大字又兵衛新田第5地割67番地1	紫波郡矢巾町大字又兵衛新田第5地割335番地	平成29年2月25日
老人ホーム	特別養護老人ホーム あっふるホーム	奥州市江刺区玉里字青篠7番地3	奥州市江刺区玉里字青篠7番地3	平成30年4月1日
	社会福祉法人美楽会軽費老人ホームケアハウス水沢	奥州市水沢区羽田町字水無沢506番地6	奥州市水沢区羽田町字水無沢506番地6	〃
	地域密着型小規模特別養護老人ホーム あっふるホームあおざさ	奥州市江刺区玉里字青篠71番地1	奥州市江刺区玉里字青篠71番地1	〃